

議案第3号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり議決を求めます。

平成27年8月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

文化財の県指定について

平成27年8月24日
文化財課

下記の文化財の県指定（追加指定）及び保持者認定について、平成27年3月16日ほかで鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成27年8月10日に開催された同審議会において審議され、県指定（追加指定）及び保持者認定について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財に指定（追加指定）及び鳥取県無形文化財に指定並びに保持者に認定するものです。

記

【指定】鳥取県保護文化財

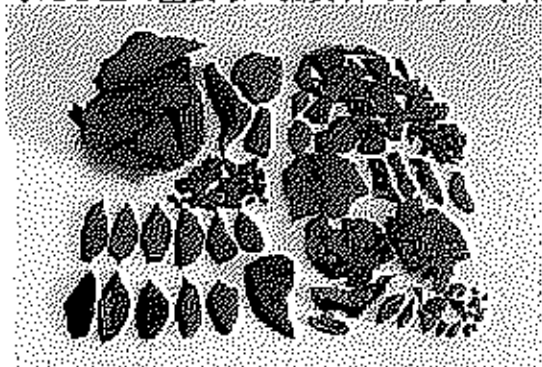
名称	所在地	員数	指定基準
とよしげかのうぼやし 豊成叶林遺跡出土 きせうせつさきじたいいぶつ 旧石器時代遺物一 括	鳥取市	石器 265点	考古資料の部 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉 その他縄文時代及びそれ以前の遺物で 学術的価値の特に高いもの

<指定理由>

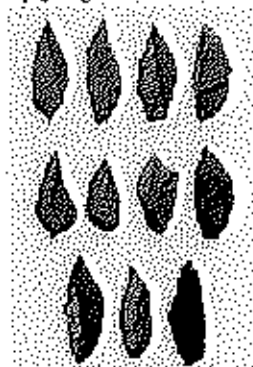
西伯郡大山町に所在する豊成叶林遺跡から出土した考古資料である。平成23年に国道9号の改築工事に伴う発掘調査により、約3万年前の後期旧石器時代の石器製作跡が発見された。旧石器時代遺跡の全容を明らかにできた、鳥取県唯一の調査事例として非常に重要である。

石器製作跡やその周辺から、ナイフ形石器や石器製作に伴って生じた剥片など、総数265点の石器が出土した。ナイフ形石器は他地域のものに比べて非常に小さい点特徴で、石器の地域色を考える上で重要である。また、同じ原石から作られたナイフ形石器、剥片等が合計29点接合した資料（母岩4接合資料）は、ナイフ形石器の製作手順を具体的にたどることができるなど、石器製作の様子を知る上でも重要である。

以上のように、本遺跡出土の旧石器時代遺物は、鳥取県における後期旧石器時代の文化を考える上で重要な一括資料であり、学術的価値が特に高い。



出土石器集合（左上のかたまりが接合資料（母岩4））



ナイフ形石器

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
てつしよくたい 鉄燭台 てんがんじゅうくねんめい 天文十九年銘 どうにじゅうにねんめい 同二十二年銘	大山町	2基	工芸品の部 2 我が県の工芸史上又は文化史上特 に貴重なもの 3 形態、品質、技法又は用途等が特 異で意義深いもの

<指定理由>

天台宗角磐山大山寺（西伯郡大山町）は、古くから修験道の聖地として発展した山岳

信仰の拠点であり、平安時代には天台宗と結び付き、広く崇敬を集めた一山寺院である。中世以降には、西明院・南光院・中門院の三院谷が成立し、無数の諸院・堂社が軒を連ねた。

本燭台は、大山寺宝物館霊宝閣に所蔵されている2点である。いずれも度重なる火災をまぬがれて奇跡的に伝来したものであるが、鉄・鍛造の燭台で中世に遡るものは全国的にみても非常に少なく、西国に伝来する稀有な作例として、工芸史的な意義がきわめて高い。

軸部にはそれぞれ天文19年(1550年)、同22年(1553年)の銘などが彫られ、年代が把握できる金工品が少ないなかで、中世大山寺の状況を知るための資料として、特に重要である。



鉄燭台天文十九年銘

同二十二年銘

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
瑞仙寺文書	米子市	31点	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

<指定理由>

瑞仙寺文書は、久坂山瑞仙寺(米子市日下)の伝来文書である。瑞仙寺は、伯耆国会見郡久坂村に所在し、室町時代に竺翁仲仙を総持寺から招聘し、現在地に建立された曹洞宗寺院である。伯耆国守護家であった伯耆山名氏の崇敬が篤く、同氏歴代の安堵状・寄進状・禁制が数多く伝来している。

瑞仙寺伝来文書のうち、この中世文書31点は、伯耆山名氏歴代・尼子晴久・尼子勝久・杉原盛重など伯耆国における領域支配を担った(あるいは担おうとした)人物からの安堵状・寄進状・禁制などである。中世後期の伯耆国全体の歴史を知るための基本史料として貴重であり、まとまりをもって県内に伝来した鳥取県関係の中世文書としては最も点数が多く、学術的価値が高い。



山名教之書下

【指定】鳥取県保護文化財（追加指定）

名称	所在地	員数	指定基準
きのしたけ 木下家住宅	鳥取市	6棟 (表門、厩、離れ、 新蔵、中蔵、米蔵)	建造物の部 1 意匠的に優秀なもの

<指定理由>

当家は、江戸時代に大庄屋等をつとめた家柄で、旧智頭街道沿いに屋敷地を構える。これまで、茅葺の主屋が江戸中期の大庄屋の家構を残しているとして、昭和49年に県指定保護文化財に指定されている。

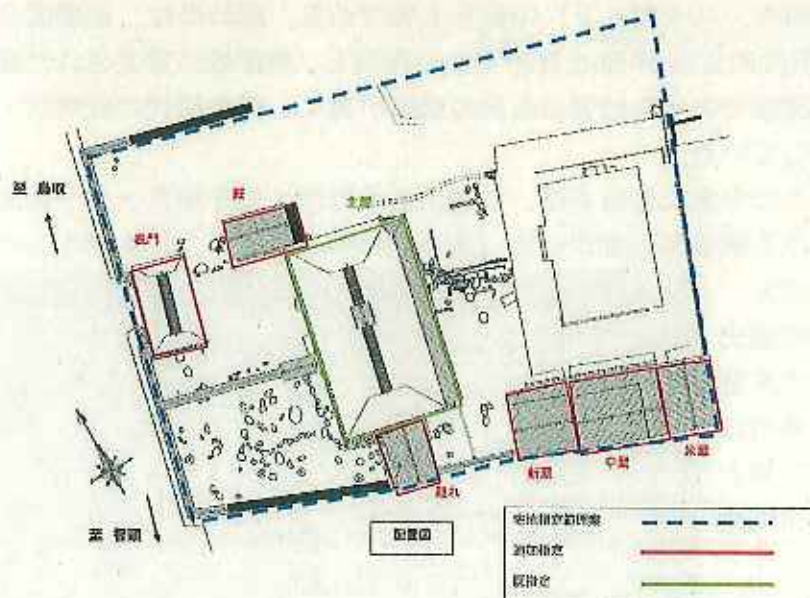
当家には現在も主屋のほか、江戸中期の表門、江戸後期の厩・新蔵、明治時代の離れ、中蔵、米蔵といった附属建物があり、宅地内の洗い場や塀、庭門とともに大庄屋の建築構成を屋敷地全体にわたって良好に残しており、主屋とあわせて歴史文化的価値が高い。



表門（正面）



離れ（外観）



【鳥取県無形文化財の指定および保持者の認定】

無形文化財の名称	無形文化財の保持者	
	氏名	住所
とうげい 陶芸	やまもと こうさい 山本 浩彩	倉吉市

<指定理由>

陶芸とは、陶土あるいは磁土を主原料とし、窯で焼成して、いわゆる陶磁器を作る技術の総称である。主原料の配分、ロクロや手びねりなどの成形方法、焼成方法、釉薬や絵付などの加飾技法などにより、様々な種類の陶磁器が作られ、県内では現在30軒近くの窯元が存在しており、なかでも保持者として挙げる山本浩彩氏は特に高い評価を受けている。

山本氏は、国造焼窯の三代目であり、父から焼締の技術を受け継ぎ精度を上げた。たっぷりと張りのある胴をつくり出すロクロ成形の壺に、茜色を中心にしたソフトなグラデーションによる色彩変化を示す「焼締窯変茜壺」が特徴である。

昭和59年第31回日本伝統工芸展に初入選以降23回の入選をはじめ、多くの受賞歴があり、鳥取県を代表する陶芸家である。



制作風景（表面調整）



焼締窯変茜壺

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財		国指定文化財	
		264 (4)		119
	保護文化財	130	国宝・重要文化財	56
	絵画	19	絵画	3
	古文書	7 (1)	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	14 (1)	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	20 (1)	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	31
	名勝	8	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	55	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	7 (1)	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	県選択	2	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	2	記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財	9

説明資料

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 豊成叶林遺跡出土旧石器時代遺物一括 |
| 2 | 員 数 | 別添のとおり |
| 3 | 所在の場所 | 鳥取市国府町宮下（鳥取県埋蔵文化財センター） |
| 4 | 所 有 者 | 鳥取県 |
| 5 | 種 別 | 保護文化財 考古資料の部 |
| 6 | 基 準 | 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物
で学術的価値の特に高いもの |

7 説 明

(1) 遺跡の概要

豊成叶林遺跡（西伯郡大山町豊成）は、大山北麓の標高約 65m の丘陵上に立地する遺跡である。平成 23（2011）年に国道 9 号の改築工事に伴って発掘調査が行われ、約 30,000 年前のものとして推定される後期旧石器時代の石器が多数発見された。遺跡全体が調査された鳥取県内唯一の旧石器時代遺跡で、その調査成果は同時代の遺跡が少ない鳥取県において非常に重要である。

本遺跡では約 28,000～30,000 年前に降り積もった始良 Tn 火山灰層（※1）が確認されており、その直下で旧石器時代の石器製作跡が 2 箇所発見された。石器製作跡やその周辺からは、ナイフ形石器（※2）11 点や、ナイフ形石器の素材である石刃 17 点のほか、石器製作に伴って生じた石核や剥片（※3）などの残滓類を含めて、総数 265 点の石器が出土した。

2 箇所の石器製作跡は、厚い始良 Tn 火山灰層によって覆われていたため、石器群の同時性と原位置性が高く、一時期に行われた石器製作の状況を極めて良好に留めていた。また、石器製作跡に近接した位置で、熱を受けて変色固化したと見られる粘土塊と炭化物の集中域が見つかっており、焚火や炉の痕跡である可能性が考えられている。こうした遺跡の保存性の良さを活かして、発掘調査報告書（鳥取県埋蔵文化財センター 2013）では、火を使った場所や石器製作の場などが推定されただけでなく、遺跡を残した人々の石器製作に関わる行動も具体的に推測されている。

(2) 出土石器

<石器群の概要>

出土した石器は総数 265 点である。その器種内訳は、ナイフ形石器 11 点、ナイフ形石器破片 10 点、石刃 17 点、二次加工のある剥片 1 点、石核 1 点、剥片類 225 点である。定型的な器種はナイフ形石器のみであり、本遺跡では専らナイフ形石器が製作されていたと考えられる。

石器に使用された石材は 263 点までが玉髓で、そのほかに黒曜石製のナイフ形石器が 1 点、安山岩製の剥片が 1 点出土している。玉髓は島根県松江市玉湯町の花仙山周辺で獲得された可能性が高い。また、黒曜石は鳥根県の隠岐島後で獲得したものと考えられる。安山岩の原石産地は特定できていない。

<ナイフ形石器の特徴>

ナイフ形石器は、石刃または縦長の剥片を素材とし、その縁辺に整形加工を施すことで製作されている。形態は切出しナイフ形で、同時期の古本州島（現在の本州・四国・九州）全域に一般的なものである。ただし、本遺跡出土のナイフ形石器のサイズは、長さ約3cm、幅約1.3cmと、かなり小型である。

なお、ナイフ形石器11点のうち、10点は玉髄製で、遺跡内で製作された可能性が高い。残り1点は黒曜石製で、完成品として遺跡に持ち込まれたものと考えられる。

<石器製作技術を示す資料>

石器の大半を占めるのは、石器製作に伴って生じた剥片などの残滓類である。これらはナイフ形石器製作過程での副産物に過ぎないものの、石器製作の技術を研究する上で欠かせない情報を有している。

特に、同一の原石から剥離された複数の剥片などが接合する例（接合資料）が12例あり、その情報量は非常に大きい。なかでも、「母岩4」の接合資料（※4）は、ナイフ形石器1点、剥片類27点、石核1点の計29点もの石器で構成されており、石器製作の具体的な手順を詳しく観察できる。その過程は次のような4段階に整理できる。まず、①原石の表面を打ち割り石核の形状を整えたのち、②ナイフ形石器の素材となる石刃または縦長剥片を連続して多数剥離する。続いて、③再度石核を整形し、④素材となる剥片の剥離を試みたものの失敗し、作業を終了する。このように、「母岩4」接合資料は、ナイフ形石器の素材製作の具体的な様子を知ることができる貴重な例である。

(8) 出土石器の歴史的意義

本遺跡出土石器群は、鳥取県内で唯一遺跡の全容が把握された旧石器時代の資料として、今後の研究において重要な位置を占めるものと言える。特に、堆積年代の明らかな火山灰層の直下から出土していることから、中国地方における旧石器時代編年の基準資料として重要である。

主要器種であるナイフ形石器は、形態上は汎列島的な普遍性をもつ一方で、小型である点で特殊である。本遺跡に程近い大山町門前第2遺跡でも、始良Tn火山灰層直下から本遺跡例と類似した小型ナイフ形石器が13点出土している（名和町教育委員会2005）。このことから、本遺跡出土のナイフ形石器の小ささは地域的特徴として理解できる可能性があり、列島内における石器の地域色を解明する上で重要な資料になると思われる。

本遺跡出土石器群は一時期の石器製作によって残されたことから、石器製作技術の研究にとって有用で、豊富な石器の接合資料が確認されている点で特に学術的価値が高い。なかでも、「母岩4」の接合資料は、ナイフ形石器の素材である石刃製作の具体的な過程を追跡できることから、全国的に見ても第一級の資料と評価できる。

【参考文献】

- 鳥取県埋蔵文化財センター2013『倉谷西中田遺跡Ⅱ 倉谷荒田遺跡Ⅱ 豊成叶林遺跡 豊成上神原遺跡Ⅱ』鳥取県埋蔵文化財センター調査報告書 51
- 名和町教育委員会 2005『名和町内遺跡発掘調査報告書』名和町文化財発掘調査報告書第 34 集

【用語解説】

※1 始良^{みいも}Tn 火山灰

始良カルデラ（現在の鹿児島湾）の大規模噴火に伴い噴出した火山灰。噴出年代は、放射性炭素年代（較正年代）などから、約 28,000～30,000 年前と推定されている。「始良」は供給源の始良カルデラを示し、「Tn」はこの火山灰が最初に確認・記載された神奈川県^{たみさき}の丹沢山地にちなんでいる。

※2 ナイフ形石器

ナイフの形をした石器。槍先として狩りに用いたり、文字どおりナイフとして用いたと推定されている。石刃や剥片の縁辺の一部を打ち欠いてナイフの形に整形する。日本列島の後期旧石器時代を代表する石器で、時期や地域によって形に特徴がある。

※3 石核^{きつかく}と剥片^{へっぺい}

打製石器は、原石を打ち割って作る。打ち割った際に剥がれ落ちたかけらを剥片と呼び、剥片をとった後の原石を石核と呼ぶ。なお、打ち割られたかけらをすべて剥片と呼ぶため、剥片には、石器の素材となる剥片（目的剥片）と、単なる石くず（残滓類）の 2 種類が存在する。

※4 母岩^{ぼがん}と接合資料^{せつごうしりょう}

石器の素材となった原石単位のことを母岩と呼ぶ。遺跡に残された石器を元の原石単位（母岩）でグループ分けし、互いに接合する石器（接合資料）を調べることによって、どのような石器が作られたかを検討することができる。

別 添

※名称及び真数

一 石器	265点
ナイフ形石器	11点
ナイフ形石器破片	10点
石刃	17点
二次加工のある剥片	1点
剥片類	225点
石核	1点

写真



出土石器集合



ナイフ形石器



「母岩4」の接合資料

右下の石器は黒曜石製で長さ3.3cm、幅1.4cm。石核に剥片などが接合している。長さ8cm、幅6.1cm。ほかは玉髓製。

てつしよくだい てんがんじゅうくわんどうにじゅうにねんめい
 鉄燭台 天文十九年、同二十二年銘 説明資料

- 1 名称 鉄燭台 天文十九年、同二十二年銘
 2 員数 2基
 3 所在の場所 西伯郡大山町
 4 所有者 宗教法人大山寺
 5 文化財の種別 保護文化財（工芸品の部）
 6 基準 2 我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
 3 形態、品質、形状又は用途等が特異で意義深いもの
 7 説明

(法 量) 燭台① (天文十九年銘)

高 86.5cm 蠟蓋径 10.5cm 台盤径 22.0cm 台盤高 3.0cm

脚台幅(最大) 3.9cm 竿長 56.0cm 竿径 1.55~2.0cm

燭台② (天文二十二年銘)

高 86.7cm 蠟蓋径 10.8cm 台盤径 25.2cm 台盤高 2.9cm

脚台幅(最大) 3.9cm 竿長 55.7cm 竿径 1.3~2.1cm

(材質技法) 鉄・鍛造

(時代) 室町時代

(概要)

大山寺において、仏前で香・華・灯を供養する香炉・花瓶・燭台の組み合わせ（三具足、五具足という）で用いられてきた燭台2基（以下燭台①、燭台②という）で、法量や細部の造作をわずかに違い、刻銘、年紀も異なるので、①、②はそれぞれ山内の別の場所で用いられたものと考えられる。

燭台は、灯盤に油を入れ灯芯に灯をともし灯台よりも遅れて、中世以降に普及した。その形も、古代から用いられた灯台を祖形とするものと、鶴亀燭台のように中国から新たに伝えられた独自の形式のものがあるが、本燭台は前者に属する。

三脚台から細い竿を立て、上端に蠟を受ける蠟蓋を据えて、中心に蠟燭立ての針を立てる。また蠟蓋の外周近くには、灯明皿を載せるための帯板状の灯械を3本立てており、灯台としても使用が可能であった。竿は角を幅広く面取りした四角柱で、下方へ向かって太く作る。竿のやや上寄りには、芯挟みを掛けるためのし字形板金（先の内側を花先形に括る）を付ける。①には鍛鉄製の芯挟み（長 16.5cm、幅 3.8cm）が付属するが、猪の目透かしの形はいたって古様で、本体製作当初からのものと判断される。竿の下端には柄を作り出し、台盤中心と三脚の上端を貫き、裏でかしめ留めている。台盤は薄く精巧な鍛造の作行きをみせ、②が①より径を大きく作って浅手の印象を与える。三脚は、下方へ広がる帯板を曲げて形作る。撫肩で下半は外反り気味に広がり、下端を強く外側へ屈曲させる。

保存状態はおおむね良好である。表面が火中しているようにも見えるが判然とせず、黒漆を塗った塗膜が剥離したように見える箇所もある。

燭台①、②ともに、竿の3面と脚の各面に銘を刻む。①は、天文十九年（1550）十二月に大山寺金剛童子宝前に1対（五具足の燭台）で寄進されたものである。金剛童子は、享禄二年（1529）の洪水以前の大山寺僧坊景観を描いたとされる古図写（佐々木謙氏書写）や『大

山寺領絵図』(明治三年、寿村雲城筆)の南光院谷に記載されている。一方②は、同二十二年(1553)十月に大山寺大聖文殊宝前に寄進されたものと知られる。この文殊菩薩も、南光院谷で①の金剛童子と隣接して描かれる釈迦堂(南光院谷本堂)内の釈迦如来脇侍であった可能性を考える。とすれば、②は①をすぐ間近でみて、それに近似した燭台を眺めたものと思われる。年紀の下に刻む「重廣」の名は願主とみられるが、製作者の名である可能性も残す。なお、脚に刻まれるかな書の干支は寄進年とは合致せず、結縁者の生年などが考えられるが、確実ではない。

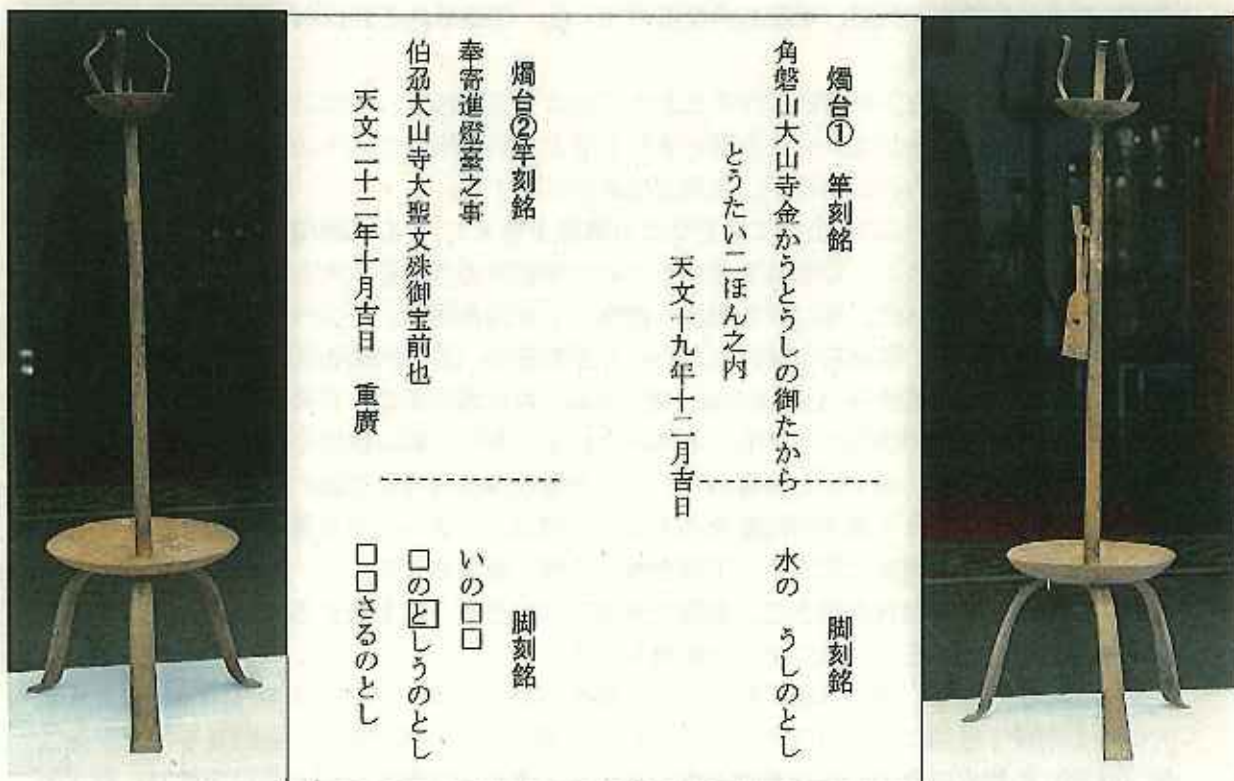
(評 価)

鉄・鍛造の燭台で中世に遡るものは、全国的にみても非常に少なく、管見では東北地方に若干例を知るだけである。本品と同時期の作例として、山形県月山山麓の西川町長登寺観音堂に伝来した天文七年銘の鉄燭台1基があり、それと同形のものが寒河江市慈恩寺と鹿嶋神社に各1基、平塩熊野神社に2基伝来する。これらはいずれも蠟蓋をもたず、脚台も台盤をもたない三脚のみか、簡単な方形板を台盤とするだけの簡単な構造になる。大山寺伝来の本品は、それとまったく形式を具にしたもので、近世に普及する蠟蓋・台盤を供えた燭台の先駆例といえ、しかも西国に伝来する稀有な作例として、工芸史的な意義はきわめて大きい。

また刻銘に、製作年のみならず、大山寺の金剛童子宝前と大聖文殊宝前という具体的な使用場所を記し、これらが天文年間には存在していたことを示していて、中世大山寺の状況を知るための1次史料としての価値を有している。

以上の点から、本燭台2基を県保護文化財に指定することが望ましいと考える。

【参考文献】『大山僧坊跡調査報告書』大山町教育委員会 2011年



燭台① 竿刻銘

角磐山大山寺金かうとうしの御たから

とうたい二ほん之内

天文十九年十二月吉日

脚刻銘

水のうしのとし

燭台② 竿刻銘

奉寄進燈臺之事

伯忍大山寺大聖文殊御宝前也

天文二十二年十月吉日 重廣

脚刻銘

いの□□

□の□しうのとし

□□さるのとし

ずいせんじもんじょ
瑞仙寺文書 説明資料

- 1 名 称 瑞仙寺文書
- 2 員 数 31点
- 3 所在の場所 米子市
- 4 所 有 者 宗教法人瑞仙寺
- 5 種 別 保護文化財 古文書の部
- 6 基 準
 - 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの
 - 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 7 説 明

(1) 伝来の経緯

瑞仙寺文書は、曹洞宗久坂山瑞仙寺（米子市^{くさか}目下）の伝来文書である。

瑞仙寺は、伯耆国会見郡^{くさか}久坂村に所在し、大山西麓裾野原野の微高地上に位置する。寺伝によれば、天仁元年（1108）に源義親（源義家の子息）が追討されて出雲国で討たれた後、義親の家臣が菩提を弔うために建立した天台宗寺院が、瑞仙寺の前身であるとされている。後に曹洞宗の竺翁仲仙を招聘して現在地に建立されたと伝えられ、創建当初期の永享11年（1439）には「瑞仙院」と称されていた。伯耆国守護家であった伯耆山名氏の崇敬が篤く、同氏の歴代（教之・豊之・之弘・元之・政之・尚之・澄之）や、尼子晴久・尼子勝久・杉原盛重など、中世後期の各時期に伯耆国の領域支配を担った（あるいは担おうとした）人物の発給文書が、数多く残されている。

瑞仙寺文書のうち、江戸時代以前の古文書38通は、各1～4通を納めた「第一」から「第廿六」までの後補の包紙を、木箱に入れて保管されている。ただし、そのうち「第十二」のみは現時点では確認できない。また、「第廿五」「第廿六」の包紙については紙質も筆跡も異なり、比較的新しいものであるが、「第一」から「第廿四」は、同じ時期に作成された包紙ではないかと思われる。この「第一」から「第二拾」までの文書が、米子市有形文化財に指定されている（昭和52年4月1日付）。今回、鳥取県保護文化財の指定候補とされている中世文書は、「第一」から「第二拾」に納められた31通に該当する。

幕末に成立した『伯耆志』によれば、当時の瑞仙寺文書も、「第一」から「第二十三」までの括りがあるように記されており、おそらくは包紙などによって整理されていたものと推測されるが、それらは現在の包紙による括り方や配列とは異なっている。また『伯耆志』には、現在の瑞仙寺所蔵のもの以外に、天文2年9月15日山名豊興寄進状、天文11年10月9日山名豊興書下、（年不詳）10月9日山名豊興書下、天文11年12月18日山名豊興書下、の4通が掲載されている。瑞仙寺所蔵の文久2年（1862）5月「来歴書上帳」によれば、他の文書とともに、「天文二

年 豊興侯 巻通」 「岡拾巻年 同人 三通」と記されているので、これら4通は、少なくとも文久2年までは同寺に伝来していたものと思われる。しかし、明治29年(1896)4月10日帝国大学総長濱尾新感謝状(瑞仙寺所蔵)によれば、当時、帝国大学が借用していた瑞仙寺文書にはこの4通が見当たらない。以上の点を総合するならば、「米歴巻上帳」が作成された文久2年以後に、新たに包紙を作成して整理しなおされ、そのうちの「第十二」に入った山名豊興侯給文書4通は、帝国大学が借用する以前に所在不明となっていたものと推測される。

なお、帝国大学が借用して明治29年に返却した文書については、明治27年(1894)に影写本が作成され、現在も東京大学史料編纂所に所蔵されている。

(2) 文書の内容

このたび保護文化財指定候補として答申する古文書は、瑞仙寺伝来の中世文書31点である。配列は、現状を尊重して、後補の包紙に記された番号にもとづくこととしたため、包紙の番号を〔〕で併記しておく。

1. 永享11年(1439)9月28日 山名教之書下 (第一)
2. 寛正元年(1460)2月吉日 真野重成・同宗鎮・瑞仙寺竹翁連署証状 (第二)
3. 文正元年(1466)7月26日 山名教之書下 (第三)
4. (年未詳)11月晦日 山名教之書状 (第三)
5. 応仁3年(1469)正月20日 山名豊之書下 (第四)
6. 文明4年(1472)2月23日 某氏之寄進状 (第五)
7. 文明5年(1473)11月21日 山名之弘禁制 (第六)
8. 文明5年(1473)11月21日 山名之弘書下 (第六)
9. 文明9年(1477)閏正月 山名元之禁制 (第七)
10. 文明9年(1477)閏正月19日 山名元之書下 (第七)
11. 文明9年(1477)閏正月19日 山名元之寄進状 (第七)
12. 文明9年(1477)閏正月19日 山名元之寄進状 (第七)
13. 文明14年(1482)閏7月5日 山名政之書下 (第八)
14. 文明17年(1485)9月17日 山名政之書下 (第八)
15. 文明17年(1485)9月17日 山名政之寄進状 (第八)
16. 明応3年(1494)9月24日 山名尚之書下 (第九)
17. 永正18年(1521)正月24日 山名澄之寄進状 (第十)
18. 永正18年(1521)10月13日 瑞仙寺寺領注文 (第十)
19. 永正18年(1521)6月19日 道昌寄進状 (第十一)
20. 大永2年(1522)2月吉日 せうおくめういん寄進状(礼紙付) (第十一)
21. 天文12年(1543)8月5日 尼子晴久安堵状(切紙) (第十三)
22. (永祿12年(1569))8月9日 尼子勝久安堵状(切紙) (第十四)

23. (永禄12年(1569)) 8月9日 横道秀綱・遠藤秀信連署書状(切紙) [第十四]
24. 永禄10年(1567) 3月22日 杉原盛重寄進状 [第十五]
25. 元龟3年(1572) 11月5日 牛尾保常寄進状 [第十六]
26. 天正13年(1585) 7月27日 吉山元勝書状(礼紙付) [第十七]
27. (天正23年) 3月24日 富永右衛門尉書状 [第十八]
28. (年未詳) 4月28日 山名澄幸安堵状 [第十九]
29. (年未詳) 4月28日 某氏豊隆副状 [第十九]
30. 天正4年(1576) 11月3日 久坂之内瑞仙寺御寺領分坪付 [第二拾]
31. (年月日未詳) 久坂之内瑞仙寺領分坪付 [第二拾]

それぞれの文書について、概要を述べる。

1・3・4・5・7～17・28の16点は、伯耆山名氏が発給した安堵状・寄進状・禁制である。特に、山名教之以降の歴代発給文書が揃っている点は貴重である。6の「之定」という人物については、出自や立場などが不明であるが、伯耆山名氏当主の偏諱を受けた実名と思われ、伯耆山名氏一族・被官であった可能性がある。29の「豊隆」は、28の副状を発給しているのだから、山名澄之(澄幸)配下の人物であることがわかる。文明5年(1473)に教之が死去して以降、伯耆山名氏は内部抗争を繰り返して、元之・澄之と、政之、尚之は、それぞれに敵対して家督・守護職を争奪し合うが、瑞仙寺はいずれの陣営からも重視されたことがわかる。もともと伯耆山名氏に関する史料は限られており、もしも瑞仙寺文書が現存しなかったならば、同氏の事蹟はさらに不分明なものとなった可能性が高い。

21・22・23は、出雲尼子氏の発給文書である。21の尼子晴久安堵状の包紙は、尼子勝久発給のものであるから、かつて瑞仙寺には勝久発給文書がもう一通存在したことがわかる。この包紙以外の3通の宛名はいずれも「瑞泉寺」と記されているが、瑞仙寺をこのように記したのは尼子氏発給文書のみである。尼子氏による誤認である可能性も考えられるが、定かではない。24・30は、毛利氏時代に伯耆国西部を治めた杉原盛重の発給文書であり、26は杉原氏滅亡後の時期のもの、27は天正19年(1591)以降に西伯耆三郡を支配した吉川広家領時代のものである。

該当文書の全てについて、おそらく同時に火災を浴びた形跡が見受けられる。その時期は、少なくとも現在の後補の包紙が作成されるよりも以前であると推測される。7の山名之弘禁制を見ると、『伯耆志』所収の同じ禁制写に比して、上部の各1文字程度ずつが欠失しており、損傷の時期を考える上において示唆的である。現在は、中世文書すべてに裏打ちがなされており、木箱の蓋内側の貼紙には、昭和6年(1931)に古文書保全のために裏打ちを行ったと記されている。

瑞仙寺文書は、中世後期の伯耆国を理解するための基本史料として重要であるのみならず、いずれも良質な正文である点が、大変貴重である。

(3) 評価

以上のように、瑞仙寺文書は、伯耆国全体の歴史を知るための基本史料として貴重であるのみ

ならず、まとまりをもって県内に伝来した鳥取県関係の中世文書としては最も点数が多く、本県の歴史上において重要であるとともに、学術的価値が高い。

よって、瑞仙寺文書は鳥取県指定文化財として保護するに相応しい十分な価値を有するものと判断される。なお、納められた木箱については、古文書の大きさや分量に比して寸法が小さく、かなり無理をして詰め込んであるため、後補の包紙の上下は大きく曲げられており、改善の必要がある。

【参考文献】 『因伯叢書第四冊 伯耆志』 (1972年)

『鳥取県史2 中世』 (1973年)

木のしたけ
木下家住宅 説明資料

1. 名 称 木下家住宅
2. 員 数 6棟 表門、厩、離れ、新蔵、中蔵、米蔵
宅地2, 390㎡ 洗い場、塀及び庭門含む
3. 所在の場所 鳥取市河原町布袋337-1
4. 所 有 者 個人
5. 文化財の種別 保護文化財（建造物の部）
6. 基 準 (1) 意匠的に優秀なもの
7. 説 明

【木下家の沿革と屋敷建物の配置】

鳥取市街から旧智頭街道を南へ10kmほどに位置する布袋の集落において、江戸時代初期に鹿野城主・亀井茲矩の本陣を務め、亀井家の転封後も大庄屋・宗旨庄屋^りを担った家格を持つ旧家が木下家である。明治期には県議会議員や衆議院議員を務めた木下荘平を輩出しており、木下家は江戸（鳥取藩）から明治（鳥取県）を通じて指折りの名家であった。

木下家の屋敷建物は集落のおよそ中央に位置し、千代川よりひいた用水をまたいで屋敷地に踏み入る。主屋は昭和49年に鳥取県保護文化財の指定を受けており、これは敷地中央に西面して建つ広間型五間取を中心とする整形六間取の民家で、江戸時代中期頃の建築で知られている³⁾。木下家には、主屋を取り巻くように種々の建築を備えており、敷地西側に旧街道に面して建つ表門、主屋の北西側に隣接する厩、主屋南側に接続する離れ、敷地南東角地に新蔵、中蔵、米蔵の3つの土蔵が前面に庇を伴って一体となって並ぶ。

【表門】

中央に観音開きの大門、片開きの小門を配して、両側には小間を設けた門で、正面右手前に用水に面して洗い場を備えている。

正面左側の小間から門上まで目板を入れた根太天井を架けて一部2階建とした木造の建築である。漆喰塗の真壁に腰高の鯨字下見^{かみ}緩張りを廻し、屋根は茅葺の入母屋造、棟は杉皮で覆い、割竹で押さえた上に杉皮を巻いた茅束と鳥糞を載せた形式とし、小屋組は文首組である。正面左側の小間は元々床が張られており、小門に接することから門番詰所として使用されたと考えられる⁴⁾。また、正面右側の小間は土間敷で小屋裏の露出した簡素な造りとなっており、物置であったと見られる。

軸部の使用材は主に栗材で名栗仕上げとする。主屋と同じ造りで屋根形式も共通することから、建築年代は同時期となる江戸時代中期と考えられる。また、軒裏は杉板で塞ぎ、それを金属製の持送り^{もちおくり}で軒先を支持しているが、これは近年の改修によるものである。

【厩】

木造平屋の土台建になる建築で、木下家では「ウシノマヤ」と呼ばれてきた。その名の通りに牛舎であったが、現在は物置として使用されている。

屋根は切妻造平入で赤褐色の棧瓦（石州瓦）を載せ、壁は西面から南面にかけて藁切を混ぜた荒壁で腰は杉皮張とするが、東面・北面は後補の下見板で全面を覆っている。平面は桁行方向西側より2間のところに間仕切壁を入れて、主屋に近い東側の中をさらに狭小の小間で隔てている。これは床下に肥溜と北側外壁に接して汲み取り口の痕跡が見られることから家族用の便所であったと考えられる。西側の室は牛舎であったと見られ、主屋へのアプローチとなる南側に片開き戸が備えられている。

厩は、特に転用材による補修・改造が目立つが、軸部は杉材で和釘を用いている。部材の取り合わせの相異から主屋・表門からは時代が下ると見られ、江戸時代後期の建築と考えられる。

【離れ】

主屋南側の奥の間（客座敷）と納戸（寝室）に角屋として接続する木造平屋建の建築である。安山岩の切石積基礎の上に土台建とし、切妻屋根に赤褐色の棧瓦（石州瓦）を載せる。外壁は華やかな群青色をした漆喰塗の真壁で、腰は簾子下見板張りとしており、簡障子を入れた開口部には格子を外付けする。

平面は西側に昼廊下をのびし、主屋側より3畳間、湯殿と続き、昼廊下を挟む形で流し・便所を並べる。昼廊下の突き当たりは外部に通じており、土間の通路が流しを囲むように湯殿につながっている。湯殿は沸かした湯を木製湯船に入れる古い形式であるため、これは差し湯を行うための裏動線である。前出の3畳間は、昼廊下の反対側にも縁を付け、外壁を同じく群青色の漆喰壁に奥行の浅い床を取り合わせた小間ながら華やかな造りで、風呂あがりに一服するために用いられたのであろう。すなわち、この離れは客用の湯殿・便所棟として使用されたと理解できる。

全体的に天井が低く架け渡されており、内部の柱、鴨居などの木部は湯殿を除いて古色塗とし、加えて和釘の使用が認められる。流しの設えは近代特有のものだが、内部造作は近世の趣を強く残しており、この離れは過渡期の頃となる明治20年代の増築であると考えられる。

【新蔵】

安山岩の切石積基礎の上に土蔵造2階建とした建築である。外壁は一部を海鼠壁としており、正面左前の隅部を瓦1枚分のいも張り、東側壁面に続く形で1枚半分の七宝模様の海鼠壁として、全体的には軒裏の垂木まで塗り込めた白漆喰壁を後補の豎羽目板で広く覆っている。屋根は切妻造平入に赤褐色の棧瓦（石州瓦）を載せ、小屋組は登り梁とする。

正面中央に北面して観音開きの戸前を備える。その間口は3つの土蔵のうち最も狭いが、内部の柱間隔では、反対に最も広いものとなっている。平面は1、2階とも土蔵では一般的な間仕切壁のない造りで、1階の南側一面に半間巾の棚を設け、西側に階段を備えている。部材は床を杉材、柱・小屋梁・登り梁など大部分を栗材とする。中でも特徴的であるのは登り梁同士を桁行方向で繋ぐ小屋賃を入れていることで、他では見ることの少ない希少な小屋組形式を採っている。

和釘を用いており、全体の造りも3つの土蔵の中では最も古い形式であることから、建築年代は江戸時代後期までには建てられていたと推察する。

【中蔵】

安山岩の切石積基礎の上に土蔵造2階建とした建築である。外壁に一部海鼠壁を用いており、正面左右隅部を瓦1枚分のいも張り、正面2階腰部分を七宝模様の手鼠壁とし、さらに東側の妻壁には図案状に象った鰻絵を入れる。3つの土蔵の中では最も華やかな意匠である。また、白漆喰壁を後補の堅羽目板で覆うことは他の土蔵と共通する。

屋根は切妻造平入で赤褐色の棧瓦（石州瓦）を載せる。軒裏の垂木までを塗り込めた造りで小屋組は登り梁である。正面中央に北面して観音開きの戸前を備え、内部は柱を緊密に並べる。1、2階ともに土蔵で一般的な間仕切壁のない平面で、北西側の隅に階段を置く。1階の根太天井は目板を入れた造りで、部材は柱・板壁など大部分を杉材、梁を松材とし、特に登り梁に杉材と栗材を交互に入れる珍しい形式としている。

中蔵は、各種部材の取り合わせ方から新蔵より建設時期は下ると見られ、和釘を用いていることより明治時代前期に建築されたと考えられる。

【米蔵】

安山岩の切石積基礎の上に土蔵造平屋建とした建築である。正面左側隅部を瓦1枚分のいも張りの海鼠壁とし、軒裏の垂木までを塗り込めた白漆喰壁を後補の堅羽目板で覆う。屋根は切妻造平入に赤褐色の棧瓦葺（石州瓦）とし、小屋組は登り梁である。新蔵・中蔵と異なり、米蔵だけが西面して建てられており、その正面中央に観音開きの戸前を備える。中蔵との間には屋根をかけ、新蔵から米蔵にかけてのびる前庇と一体とした作業場としている。

内部は中蔵と同じく柱を緊密に並べ、部材は梁のみを樺材とし、他の大部分は杉材である。各種部材の取り合わせ方は新蔵・中蔵に比べて時代が下るものと見られ、特に丸釘を使用していることから、建設時期は明治30年代以降と考えられる。

木下家住宅では、鳥取県保護文化財の指定を既に受けている主屋を中心に同時期建築の表門、江戸時代後期に建築されたと見られる厩・新蔵、明治時代に主屋南側に増築された離れ、加えて中蔵・米蔵も建てられている。表門右脇の洗い場、主屋正面に設けられた庭門・塀と

合わせて江戸時代の大庄屋の建築構成を屋敷地全体に渡って非常に良好な状態で今に伝える貴重な歴史・文化資産である。

【註】

- (1) 鳥取藩で寺社や宗教行政の事務を担当した庄屋のこと。
- (2) 木下家主屋の記述は『鳥取県文化財調査報告書 第10集（鳥取県の民家）』（昭和49年、『日本の民家調査報告書集成 第13巻』収録）に依る。
- (3) 柱や胴貫に文久2年、元治2年と特に幕末期の年月が入った落書きを確認できる。

【参考文献】

1. 鳥取教育委員会ほか、『日本の民家調査報告書集成 第13巻』、平成11年



敷地正面(西面)



敷地背面(南東角)



表門正面(西側)



表門正面(西側)



厩



離れ 外観



離れ 内 湯殿



土蔵3棟(手前より新蔵、中蔵、米蔵)



中蔵



米蔵

とうげい やまもと こうまい
陶芸 山本 浩彩 説明資料

1 名称 陶芸

2 保持者

- (1) 氏名 山本 浩彩 (本名：山本 英二)
 (2) 生年月日 1949年5月生まれ
 (3) 住所 倉吉市
 (4) 略歴
 1949 鳥取県倉吉市に生まれる
 1975 国造焼2代目 父 弥之助に師事し、陶芸を始める。
 1980 奈良・東大寺昭和大修理落慶法要に当り、油滴天目献水碗一基奉納
 1981 新構造社展入選
 1984 第31回日本伝統工芸展 初入選 (以降23回入選)
 第1回田部美術館大賞「茶の湯の造形展」入選
 第28回鳥取県展工芸部門県展賞
 1987 第4回田部美術館大賞「茶の湯の造形展」奨励賞 (以降2003、2008年にも受賞)
 1988 田部美術館大賞「茶の湯の造形展」優秀賞 (以降1997年にも受賞)
 新構造社展会員大賞
 第3回フェスティバル・ダール・ジャボネ (フランス) 出品
 1989 第10回日本陶芸展 初入選 (以降11回入選)
 第32回日本伝統工芸中国支部展 日本工芸会賞
 1991 第34回日本伝統工芸中国支部展 日本工芸会賞
 91 焼き締め陶公募展入選
 1995 第38回日本伝統工芸中国支部展 鳥取県知事賞
 1996 山陽・山陰路の現代陶工展Ⅲ (東広島市立美術館) 招待出品
 (以降2000、2004年にも招待出品)
 1997 宮内庁買上げ (日本伝統工芸展入選作品)
 2000 朝日現代クラフト展招待出品
 2003 第46回日本伝統工芸中国支部展 鳥取県知事賞
 2004 第51回日本伝統工芸展 日本工芸会奨励賞
 2005 第48回日本伝統工芸中国支部展 NHK広島放送局長
 2006 神戸ビエンナーレ2007入選
 2007 第37回日本工芸会中国支部展 金重陶陽賞
 鳥取県郷土作家二人展「書の世界、陶の大地」(鳥取県立博物館、倉吉博物館、
 米子市美術館)

3 基準

(1) 無形文化財 (工芸技術関係)

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- ① 芸術上特に価値の高いもの

② 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

(2) 無形文化財の保持者（工芸技術関係）

① 無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者

4 説明

陶芸とは、陶土あるいは磁土を主原料として成形し、窯で焼成して、いわゆる陶磁器を作る技術の総称である。主原料の配分、轆轤や手びねりなどの成形方法、焼成方法、釉薬や絵付などの加飾技法などにより分類された、様々な種類の陶磁器が作られている。材質から、陶土を主原料とする陶器、磁土を主原料とする磁器に分類される。また、志野、備前焼、常滑焼など産地固有の制作技法による分類がよく知られる。

鳥取県内においては、現在陶磁器を手がける窯元は30軒近く存在している。そのなかには、昭和初期に柳宗悦や吉田璋也によって展開された民藝運動の影響を受けた窯元が多くあるほか、鳥取藩の御用窯として栄えた因久山焼など江戸時代に遡る伝統的な窯元もある。また、これらに分類されない、鳥取県という自然豊かな土地を背景に個性豊かな作品作りを行っている個が作り出したオリジナルな窯元、近代的な意味での個人作家、いわゆる陶芸家も存在している。山本浩彩氏は、こうした創作活動のなかで特に高い評価を得ている。

山本家の陶芸制作は曾々祖父が備中からこの地に移り、行平や焙烙、植木鉢などを作り出したことに始まり、曾祖父光生もこの地で作陶を続けた。光生の養子として鹿野からきた祖父秀次を国造焼初代とする。不入岡の近くには伯耆国の造（^{みやつこ} 国造）を祀ったといわれる上神大将塚古墳（倉吉市指定史跡）があり、「こくぞうさん」と呼び親しまれていたことから、1975年、当時の倉吉博物館長により「国造焼」と命名された。父である弥之助が2代目として継いだ。なお、付近には近世より続くといわれる上神窯がある。

山本氏は、1949年、鳥取県倉吉市に生まれた。高校卒業後大阪で就職したものの、その後帰省。1975年に国造焼2代目に師事して陶芸を学び始め、焼締の技術を受け継いだ。

山本氏の作品は壺が中心で、アウトラインが美しい曲線を描く、端正な形に特徴がある。焼成技法は炭化焼成と言われるもので、高温度に達した時点で、窯を密閉し、不完全燃焼によって発生した炭素を作品の素地に吸着させるものである。加えて山本氏の場合は茜色を中心にしたソフトなグラデーションともいべき色彩変化の諧調を特徴とする、極めて高度な色感のコントロールにその真骨頂がある。茜色の発色を本格的に創出するようになったのは、昭和の終わりから平成の初めである。それまでは国造焼2代目の影響を受け、備前焼系の作風であったが、陶土の工夫や焼成温度の研究、彩色粘土による加色など試行錯誤の末に、茜色を主とした波打つ文様が生まれた。以後、球形を基調とする器形と融合し、山本氏独特の景観をつくり出すに至っている。その作品は日本伝統工芸展などで高い評価を受けており、芸術上特に価値が高いといえる。



























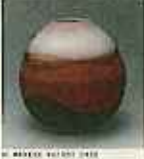










大型の壺の制作にあたっては上下を分離し、轆轤で半球状に挽き上げる。乾燥後、上下を接合し、豊かな膨らみをもった器形を作り上げる。この成形、乾燥の後、青およびピンクの粉末を混ぜた粘土をそれぞれ吹きかけ、最初の本焼きを行う。焼成温度は1240～1245度で、約20時間還元焼成する。この後、山本氏の特徴的な色彩である茜色を出すための

黄土を吹きかける。この黄土にも山本氏のいう「薄いもの」と「濃いもの」があり、後者の方が窯変はよくでるといふ。

窯入れにあたって、作品をサヤに入れる。サヤの中には窯変させたい位置を決め、「童仙傍粉（どうせんぼうこ）」という粉を入れ、そのなかに豆炭を埋め込む。サヤには蓋はせず、窯入れ後、今度は1160～1170度で酸化焼成。16時間ほど焼成し、2～3日後に窯から出す。サヤからとりだし付着した粉を水洗後、仕上げに油（ワセリン）を塗り込んで完成。

山本氏は、日本伝統工芸展や日本陶芸展など日本を代表する陶芸、工芸の公募展に入選をはたしている。日本伝統工芸展には第31回（1984年）に初出品で初入選後、入選は24回を数える。1989年第32回および91年第34回日本伝統工芸中国支部展で日本工芸会賞、2004年日本伝統工芸展で日本工芸会奨励賞、2007年に第37回日本工芸会中国支部展で金重陶陽賞を受賞している。また、日本工芸会中国支部常任幹事などを務め、2015年の第58回日本伝統工芸中国支部展で第一次審査委員を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力している。

山本浩彩氏受賞・入賞作品一覧

日本伝統工芸展		日本陶芸展		日本伝統工芸展		日本陶芸展			
S59 (1984)				H9 (1997)			H19 (2007)		
S60 (1985)				H10 (1998)			H20 (2008)		
S63 (1988)				H11 (1999)			H21 (2009)		
H1 (1989)				H12 (2000)			H22 (2010)		
H2 (1990)				H13 (2001)			H23 (2011)		
H3 (1991)				H14 (2002)			H24 (2012)		
H4 (1992)				H15 (2003)			H25 (2013)		
H5 (1993)				H16 (2004)					
H6 (1994)				H17 (2005)					
H7 (1995)				H18 (2006)					

賞候補

日本工芸会奨励賞

